

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		プールの水質基準に係る衛生指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市プール維持管理指導要綱
条 項		第7条の1 別表1
所 管 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「さいたま市プール維持管理指導要綱」に基づいて、水質基準の超過があった場合に行政指導を行う。
備 考		